

2 秘密を守る義務

国家公務員法第 100 条

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

行政は国民に対して公開で行われることが原則ですが、その目的を達成するためには、一定の秘密を厳正に守らなければならない場合もあります。そこで、職員に対し服務義務の一つとして守秘義務を課しています。

- ▶ 外交交渉、入札情報、個人情報など外部に漏れると国や個人の利益を著しく侵害する事項や、事前に内容を漏らすことが行政の遂行を阻害すること等は、秘密にしなければなりません。
- ▶ 「職務上知ることのできた秘密」とは、職員が職務に関連して知り得たすべての秘密をいいます。したがって、例えば、税務署の職員が税務調査によって偶然知り得た納税者の家庭的事情や、労働基準監督署の職員が調査の過程で偶然知り得た調査対象企業の経営状況なども「職務上知ることのできた秘密」に含まれます。
- ▶ 守秘義務については、その性質上、退職後も課せられ、秘密を漏洩した場合は刑事罰(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)の対象になります。

【公益通報(いわゆる内部告発)と守秘義務の関係について】

公益通報の対象となる「通報対象事実」は、犯罪行為の事実等を指すものであり、一般的には、公益通報により、守秘義務違反に問われることはないものと考えられます。

ただし、公益通報者が、通報中に、犯罪行為の事実等のほかに職務上知り得た秘密を外部機関に漏らした場合には、当該秘密は「通報対象事実」に該当せず、守秘義務違反に該当する場合があります。